

振替投資信託受益権等の売買単位未満口数の一般振替手数料の料率引下げに伴う株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新					旧			
別表					別表			
株式等振替制度に係る手数料表					株式等振替制度に係る手数料表			
1. 機構加入者に対する手数料					1. 機構加入者に対する手数料			
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率		手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	(略)				振替手数料	(略)		
	振替投資口 振替優先出資 振替投資信託受益権 振替受益権	(1) 一般振替(次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合  a～c (略)	① 当月の振替件数 (ただし、次の②に該当するものを除く。) ② 当月の振替件数のうち、金融商品取引所における売買単位未満振替(振替投資信託受益権又は振替受益権に係る振替1	1 件につき <u>140 円</u>  1 件につき <u>①の料率の 50%</u>		振替投資口 振替優先出資 振替投資信託受益権 振替受益権	(1) 一般振替(次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合  a～c (略)	1 件につき <u>140 円</u>

			件における振替口数が当該銘柄の売買単位口数を下回る場合における振替をいう。)に係る振替件数の部分						
		(略)				(略)			
(略)	(略)				(略)				
(注) 1. ～15. (略)					(注) 1. ～15. (略)				
2. ・ 3. (略)					2. ・ 3. (略)				

## 2 附 則

この改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

以 上